【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第五十四条　削除

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の事業（証券業に係るものに限る。以下この号及び次条において同じ。）の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社　にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。　）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の事業（証券業に係るものに限る。以下この号及び次条において同じ。）の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社　にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関　その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五　その総株主の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その総株主の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する総株主の議決権の過半数の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成11年12月22日 法律第225号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

（改正前）

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第四節　監督

第五十四条　証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（一～三　削除）

一　営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二　第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三　他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

（五　削除）

五　その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六　その過半数の株式　が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七　破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

（改正前）

（第四節　新設）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し　、又は再開したとき　。

（二～四　新設）

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、　証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第六十六条において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

（七　新設）

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】

（改正後）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第六十六条において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

（改正前）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項並びに第六十六条において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項並びに第六十六条において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

八　その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

（改正前）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項並びに第六十五条の三において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

八　その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項並びに第六十五条の三において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

八　その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

②　前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

（改正前）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

（六、七　新設）

六　その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

（②　新設）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六　その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

（改正前）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

（六　新設）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

（改正前）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一項第七号乃至第九号の一に該当することとなつたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により大蔵省令で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一項第七号乃至第九号の一に該当することとなつたとき

（五の二　削除）

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により大蔵省令で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一項第七号乃至第九号の一に該当することとなつたとき

五の二　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一項第七号乃至第九号の一に該当することとなつたとき

（五の二　削除）

五の二　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本　を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号の一に該当することとなつたとき

五の二　第三十一条第十号に規定する資産の額が同号の規定により政令で定める金額を下つたとき

五の三　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本又は社員の同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号の一に該当することとなつたとき

五の二　第三十一条第十号に規定する資産の額が同号の規定により政令で定める金額を下つたとき

五の三　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本又は社員の同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号の一に該当することとなつたとき

五の二　第三十一条第十号に規定する資産の額が同号の規定により証券取引委員会規則で定める金額を下つたとき

五の三　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本又は社員の同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して証券取引委員会に提出しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号の一に該当することとなつたとき

五の二　第三十一条第十号に規定する資産の額が同号の規定により証券取引委員会規則で定める金額を下つたとき

五の三　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

（改正前）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号の一に該当することとなつたとき

（五の二　新設）

五の二　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号の一に該当することとなつたとき

五の二　営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下つたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

（改正前）

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第四号乃至第六号の一に該当することとなつたとき

（五の二　新設）

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五十四条　証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　定款又は組織を変更したとき

二　本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき

三　証券業以外の営業を廃止したとき

四　代理店契約の変更があつたとき

五　第三十一条第一号、第二号又は第四号乃至第六号の一に該当することとなつたとき

六　負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

②　前項第一号の場合においては総会の議事録の謄本又は社員の同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して証券取引委員会に提出しなければならない。